

新規就農者支援フロー【栃木県 真岡市】

■新規就農者・親元就農共通

◆親元就農は支援対象外

R5.4.1 現在

就農前	就農											
	青年等就農計画（認定新規就農者）					経営改善計画（認定農業者）						
	就農2年前	就農1年前	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
相談	<p>■新規就農相談会：県農業振興公社（面談、オンライン）</p> <p>■窓口相談（随時）、県農業公社、県農業振興事務所、JAはが野、真岡市農政課、真岡市農業公社、真岡市農業委員会</p> <p>※相談に応じて、県・市・JAがチームを組んで相談サポートを行います。（ワンストップサービス）</p>											
計画	<p>◆青年等就農計画認定（認定新規就農者）：真岡市農政課（経営開始から5年後に所得200万円、年間労働時間2000時間を目標。）</p> <p>■経営改善計画認定（認定農業者）：真岡市農政課（現状から5年後に所得620万円、年間労働時間2000時間を目標。5年更新。）</p>											
資金	<p>◆新規就農者育成総合対策（就農準備資金）：国（※年間150万円を最長2年間交付。就農時49歳以下。）</p> <p>◆新規就農者育成総合対策（経営開始資金）：国（※年間最大150万円を最長3年間交付。就農時49歳以下。）</p> <p>◆経営資源有効活用リフォーム支援事業：県（※補助率1/2以内、150万円を上限に補助。）</p> <p>◆新規就農者育成確保支援事業（経営支援）：真岡市農政課（※認定新規就農者に対し、初期投資（税抜価格）の3/10、360万を上限に補助。）</p> <p>◆青年等就農資金（認定新規就農者）：日本政策金融公庫（相談窓口：県）（融資限度額：3,700万円、返済期間：17年以内（うち据置期間5年以内）、無利子、実質的な無担保・無保証人制度）</p> <p>■農地利用効率化等支援交付金：国（農業用機械等の導入を支援。3/10補助）</p> <p>■担い手確保・経営体育成支援事業：国（農業用機械・施設の導入を支援。1/2補助）</p> <p>■スーパーL資金（認定農業者）：日本政策金融公庫（相談窓口：県）（融資限度額：3億円/個人、返済期間：25年以内（うち据置期間10年以内）、利率：低利）</p> <p>■いちご生産施設整備支援事業：真岡市農政課（いちごの新規導入・生産規模拡大に必要なパイプハウス等の整備費用の3/10以内、180万円を上限に補助。）育苗など付帯施設は対象外</p> <p>■園芸生産施設整備支援事業：真岡市農政課（園芸作物の新規導入・生産規模拡大に必要なパイプハウス等の整備費用の3/10以内、180万円を上限に補助。）育苗など付帯施設は対象外</p>											
圃場（農地）確保	<p>■中間管理機構によるあっせん（相談窓口：真岡市農業公社）</p> <p>■農業公社によるあっせん（相談窓口：真岡市農業公社）</p> <p>■農業委員会による遊休農地のあっせん※遊休農地改善補助金有。（相談窓口：真岡市農業委員会）</p> <p>■新規就農者育成確保支援事業（空き施設有効利用促進支援）：真岡市農政課（認定新規就農者に貸出すると地権者に500円/mを補助し、圃場を確保しやすくなるよう支援。）</p>											
技術取得（研修）	<p>■新規就農塾（JAはが野）：新規就農者育成確保支援事業（研修支援）：真岡市農政課（※管内の先進農家での研修。研修受入農家に対し、研修費用の一部を真岡市JAはが野が各18万円支援。）</p> <p>■とちぎ農業未来塾：栃木県（※栃木県農業大学校（宇都宮市上籠谷）にて有料で受講。基礎コース（研修日数30日、週1、受講料15,000円）。専門コース（研修日数100日、週3、受講料50,000円）</p> <p>■農業大学校「いちご学科」：県（※いちごを経営作物として、県内で独自自営就農を目指す方に、2年間のカリキュラムで栽培技術と経営管理に係る教育を実施。）</p>											
技術支援（フォロー）	<p>◆新規就農者指導員設置（フォローアップ事業）：真岡市農政課（※認定新規就農者へ指導員（認定農業者、近隣のベテラン農家等に委嘱）を設置し、指導員に月額5,000円の報酬を支払う。）</p> <p>■経営資源有効活用マッチング事業：県（※経営資源仲介推進員（農業士等に委嘱）の設置）</p>											
住居確保	<p>■空き家バンク：真岡市建設課（※所有者と希望者との交渉や契約は宅地建物取引業者の仲介による。家屋のリフォーム費用の1/2、50万円を上限に助成する制度あり。）</p> <p>◆新規就農者育成確保支援事業（家賃支援）：真岡市農政課（※認定新規就農者に対し、家賃の1/2、月額2万円を上限に最長3年間補助。）</p>											